

北条砂丘 報 告

平成12年4月発行 No. 5
 編集・発行 北条砂丘土地改良区 東伯郡北条町下神1108-1
 ☎(0858)36-2004 FAX(0858)36-2620

第49回 通常総代会開催

平成12年3月23日午後1時30分より、北条砂丘土地改良区会議室において、大栄町吉田町長、北条町 井上助役のご臨席を賜り、第49回通常総代会を開催しました。総代56人（定数65人、出席率86%）の出席をいただき、議長には北条町 松神の濱田要太郎総代が選出され、提出された21議案を原案のとおり承認し午後3時35分閉会しました。濱根理事長は「農業情勢が厳しい中、役職員一丸となって適正な運営に努力していく。しかし、維持管理費については特別会計からの繰入で財源不足を補っているが、近年、繰入額が過大となっている。このまま繰入が増大すれば10年程度で特別会計の財源が不足し、維持管理費が大幅に上がることになる。将来を見通した適正な繰入を検討し、平成12年度の維持管理費を10a当り8,800円(500円値上げ)とすることにご理解願いたい。老朽化した畑かん施設の更新とともに砂丘営農の活性化を図るため、今年度は下北条地区組合員の96%の同意を得て県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）に着手することとなった。また、同事業の大栄地区調査設計が実施され、平成13年度採択に向けて推進していく。」ことを要旨とした挨拶を行いました。なお、提出議案のうち平成10年度決算及び平成12年度予算の概要は下記のとおりです。

《平成10年度 一般会計決算》

(収入)		(支出)	
科目	決算額	科目	決算額
1 組合費	129,124,647円	1 事務費	28,348,355円
2 助成金	9,440,172	2 事業費	206,914,958
3 財産収入	40,959	3 負担金	5,000
4 使用料手数料	749,000	4 維持管理費	35,980,588
5 繰入金	11,345,538	5 償還金及び利子	93,945,745
6 長期借入金	13,220,000	6 繰出金	2,000,000
7 雑収入	200,864,290	7 諸費	2,662,199
8 維持管理適正化事業	5,562,000	8 予備費	0
9 繰越金	357,649		
合 計	370,704,255	合 計	369,856,845

差引残額 847,410円 は翌年度に繰越し

《平成10年度 決済金特別会計決算》

(収入)		(支出)	
科目	決算額	科目	決算額
1 決済金	17,040,225円	1 繰出金	11,345,538
2 雑収入	1,048,739	2 繰越金	175,228,541
3 繰越金	168,485,115		
合 計	186,574,079	合 計	186,574,079

《平成10年度 職員退職給与金特別会計決算》

(収入)		(支出)	
科目	決算額	科目	決算額
1 一般会計繰入金	2,000,000円	1 退職給与金	0円
2 雑収入	97,031	2 繰越金	31,148,008
3 繰越金	29,050,977		
合 計	31,148,008	合 計	31,148,008

《平成10年度 財産目録》

平成11年5月31日調整

摘 要	金 額
【資 産】	円
流動資産	3,138,330
(1) 現金及び預金	847,410
(2) 未収賦課金 (維持管理費、ほ場整備事業、かんがい排水事業)	2,290,920
特定資産	206,376,549
(1) 職員退職給与積立見返預金	31,148,008
(2) 転用決済金積立見返預金	175,228,541
基本財産	8,000
(1) 鳥取中央農業協同組合出資金	8,000
固定資産	
事務所及び水槽 3,459㎡ 江北貯水槽 859㎡ 由良東浜排水機場、溜池 660㎡ 由良西浜揚水機場、貯水槽 2,131㎡ 雑 種 地 968㎡	
資 産 合 計	209,522,879円

【負債】

長期負債

(1) 農林漁業金融公庫 (ほ場整備事業)	67,271,225
(2) 鳥取中央農業協同組合北条町支所 (償還平準化事業)	58,990,000
(ほ場整備事業)	40,284,171
(かんがい排水事業)	388,470,895

積立金

(1) 職員退職給与引当金積立金	31,148,008
(2) 転用決済金積立金	175,228,541

負 債 合 計 761,392,840円

《平成12年度 一般会計予算》

(収入)		(支出)	
科目	予算額	科目	予算額
1 組合費	126,197 千円	1 事務費	30,147 千円
2 助成金	9,826	2 事業費	11,256
3 財産収入	20	3 負担金	32,505
4 使用料及び手数料	101	4 維持管理費	39,117
5 繰入金	18,149	5 償還金及び利子	92,432
6 長期借入金	47,580	6 繰出金	2,001
7 雑収入	103	7 諸費用	2,653
8 維持管理適正化事業	4,635	8 予備費	400
9 事業推進費	3,500		
10 繰越金	400		
合計	210,511	合計	210,511

《平成12年度 決済金特別会計予算》

(収入)		(支出)	
科目	予算額	科目	予算額
1 決済金	3 千円	1 繰出金	18,149 千円
2 雑収入	350	2 繰越金	180,421
3 繰越金	198,217		
合計	198,570	合計	198,570

《平成12年度 職員退職給与金特別会計予算》

(収入)		(支出)	
科目	予算額	科目	予算額
1 一般会計繰入金	2,000 千円	1 退職給与金	1 千円
2 雑収入	59	2 繰越金	35,293
3 繰越金	35,235		
合計	35,294	合計	35,294

☆ 平成12年度の組合費について

◇徴収期日

期	維持管理費	前期	平成12年	7月1日～	7月31日
1期	維持管理費	前期	平成12年	7月1日～	7月31日
2期	維持管理費	後期	平成12年	8月1日～	8月31日
3期	かんがい排水事業特別負担金	前期	平成12年	9月1日～	10月2日
4期	かんがい排水事業特別負担金	後期	平成12年	10月1日～	10月31日
5期	ほ場整備事業特別負担金		平成12年	11月1日～	11月30日

◇徴収金額（10アール当り）

イ	維持管理費	8,800円（前期4,500円、後期4,300円）
ロ	かんがい排水事業特別負担金	8,470円（前期4,470円、後期4,000円）
ハ	ほ場整備事業特別負担金	

	江北浜新田場地区	6,590円
	国坂地区	9,190円

※ 維持管理費について、これまで10a当り8,300円を維持するため、平成11年度予算では特別会計から1,470万円(10a当り2,160円相当)を繰入しています。本来、適正な繰入額は、これまでの地区除外面積(道路、水路、宅地等)約100haに対して維持管理費10a当り8,300円を掛けた830万円ですが、現状は180%の過大繰入となっています。このまま維持管理費10a当り8,300円を続けられ、10年程度で特別会計積立金がなくなり、無くなった時点で10a当り1万円以上の賦課金となります。改良区として将来を見通した適正な繰入を行う必要があり、今年3月の総代会において10a当り8,800円(500円値上げ)を承認いただきました。組合員の皆様には農業情勢厳しい状況の中ではありますが諸事情をご理解いただきますようお願い申し上げます。

☆ 地区除外申請及び決済金について

農地転用(地区除外)される場合には、まず土地改良区に申し出てください。かんがい施設を調査の上、改良区運営に支障が無い場合、農業委員会の申請に必要な同意書を交付します。また、下記のとおり決済金が必要です。

道路、河川用地等の公共事業として用地買収された場合でも地区除外の申請手続きと決済金が必要です。地区除外の手続きと決済金を納めていただかないと、いつまでも賦課金が賦課されまですので、用地交渉の時に「北条砂丘土地改良区の受益地」であることを言って、後日に問題が残らないようにお願いします。

〔平成12年度決済金〕

1	維持管理費決済金(10アール当)	273,968 円
2	償還金決済金(10アール当)	
	イ かんがい排水(自動化)事業	43,783 円
	ロ ほ場整備事業	

	江北浜新田場地区	46,892 円
	国坂地区	81,040 円

(注)

1. 維持管理費決済金は、今後、改良区の運営及び施設を管理していくための費用を決済していただくものです。
2. かんがい排水事業及びほ場整備事業決済金は、過去において国、県の補助を受けて実施した事業の借入金の未償還額を決済していただくもので、決済金は全額農林漁業金融公庫、JA鳥取中央への償還に充当するものです。

☆ こんなときは必ず手続きを

農地の権利関係が、次の事由により異動したときは土地改良区に届出下さい。

1. 組合員が死亡されたとき
2. 土地を売買したり譲渡したとき
3. 住所や氏名の変更があったとき
4. 農業者経営移譲年金を受給される時

※上記のことは当事者が届出をしなければならないことになっております。(土地改良法第43条) (組合員資格得喪通知書は改良区にあります。)

《《《 お 願 い ・ お 知 ら せ 》 》 》

◆ 組合費は納期限内に完納を

土地改良区は毎年度予算を確定し、組合費によって運営しております。組合費は納期限内に完納していただきますようお願いいたします。

◆ 組合員の財産であります土地改良施設の維持管理には、多額の費用がかかっております。土地改良区では今後とも適正な維持管理に万全を期したいと考えておりますが、近年パイプの破損事故が多発して平成10年、11年では3日に1回の割合で漏水事故がおこっています。漏水を発見された場合は、改良区に至急ご連絡下さい。(電話 36-2004、36-2620)